

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

(命令発出の判断の為) 必ず、土地の形質の変更の着手予定日の30日前までに届出が必要

令和〇年〇月〇日

兵庫県知事 様

届出者は「土地の形質の変更をしようとする者」。具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者になる。(委任状による代理人は不可)

届出者 **兵庫県ひょうご町兵庫 1-23-4
兵庫県庁株式会社 兵庫 県太郎**

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇市〇町101番1、3、102番3、里道・水路	
土地の形質の変更の場所	〇〇市〇町〇番1、3、102番3、里道・水路の一部 (全部) (詳細は別添〇 土地形質変更図面のとおり)	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	切土 〇〇㎡ 盛土 〇〇㎡ 最大掘削深度〇m	計 〇〇㎡
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇年〇月〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・切土+盛土=計〇〇㎡ ・面積は実面積(CAD 求積でも可) ・工期を分けた届出の場合は「全体計画(約)〇㎡のうち今回届出分」と記載し、工程表(任意様式)を添付+全体計画の地番の内、今回届出分の地番を記載。
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 有害物質使用特定施設の種類 有害物質使用特定施設の設置場所 特定有害物質の種類	

土地登記簿謄本上の地番を記載→筆数が多い場合「～外〇筆」の記載+一覧表を必ず添付

形質の変更の場所が
①上欄の土地の所在地内にある事が確認出来る公図
②所在地のうち、どの部分かを示した平面図 を添付

有害物質使用特定施設を設置している場合は記載

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。